

改正後	現行
Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点 Ⅱ－2 業務の適切性等 Ⅱ－2－1 法令等遵守 Ⅱ－2－1－5 <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u> <u>電子決済手段等取引業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、電子決済手段等取引業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを主な着眼点として検証する。</u>	[新設] [新設]